

われ、捜査現場での運用方針などを含め、今後とも丁寧な広報活動などが必要であろう³⁴。

また、国民への情報公開も重要である。交渉過程においてTPP協定の条文に脚注が付された目的や経緯などについても、今後、明らかにされることが望まれる。国会において、交渉過程は明らかにできない旨を政府は再三答弁しているが、国民の不安感を解消するためにも、できる限り情報を公開し、かつ丁寧な説明を行う必要がある。

(3) 「法定の損害賠償」に係る制度整備

ア 現行制度の概要と法改正の背景

我が国における損害賠償は、民法第709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」との規定を踏まえ、生じた損害について賠償することとなっている³⁵。また、この原則を前提として、著作権法第114条第3項は「権利の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる」旨を定めている。

一方で、社会のデジタル化などの中で、関係団体からは、司法救済の実効性の確保や損害賠償が低額なため権利者が泣き寝入りする事態の改善などが求められている³⁶。こうした状況を踏まえ、従来から著作権に係る損害賠償制度については見直しが検討されており、例えば、平成21年1月の著作権分科会報告書は、民法との関係や今後の実態の推移などを踏まえつつ、更に検討を行うことが適当としている。

イ TPP協定における「法定の損害賠償」及び「追加的な損害賠償」の規定の概要

TPP協定第18・74条第6項などで定める「法定の損害賠償³⁷」や「追加的な損害賠償」に係る制度整備の概要は、次頁の図表2のとおりである³⁸。

³⁴ 法制小委（第6回、平27.11.4）でのヒアリングにおいて、コミックマーケット準備会から「コミケに参加するサークルは、ファンとして学業あるいは生業を持つ人が大半であり、不安があるだけでも過度あるいは不要な自粛が容易に起こり得る」旨の指摘がなされている。また、平成27年12月のコミケ出品者の「ピクピクしながらやるくらいならやらない」との声も報じられている（『朝日新聞』（平28.1.9））。

³⁵ 最高裁は、我が国の損害賠償制度について「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」とする一方で、「もっとも、加害者に対して損害賠償義務を課すことによって、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても、それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果にすぎず、加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なる」と判示している（萬世工業事件最高裁判決〔最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁〕（法制小委報告書34頁注94））。

³⁶ 法制小委報告書35頁

³⁷ 岩城法務大臣は「一般に、法定の損害賠償とは、侵害行為があった場合に、権利者が損害と当該侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して当該侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求めることができる制度であり、権利者の損害賠償額の立証負担が軽減される意義を有するものとされている」と答弁している（第190回国会衆議院予算委員会議録第10号5頁（平28.2.9））。

³⁸ 権利が侵害された場合に、アメリカ、カナダ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、チリは、現実の損害の額にかかわらず、法律に定められた額を上限（あるいは下限）として損害賠償を請求できる制度を有しており、TPP協定に規定する「法定の損害賠償制度」に相当する。また、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ブルネイは、実際の損害額を上回る額をその賠償額として認めることができる制度を有しており、「追加的な損害賠償制度」に相当する（法制小委報告書31頁注85）。

図表2 T P P協定における「法定の損害賠償」及び「追加的な損害賠償」の規定の概要
(第18・74条第6項)

<p>著作権、実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し、以下のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</p> <p>(a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償 (※1)</p> <p>(b) 追加的な損害賠償 (※2)</p> <p>(※1) 法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。(第18・74条第8項)</p> <p>(※2) 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。また、追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、司法当局は、全ての関連する事項(侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。)を考慮して適当と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。(第18・74条第6項(b)注及び同条第9項)</p>

(出所) 法制小委報告書30頁

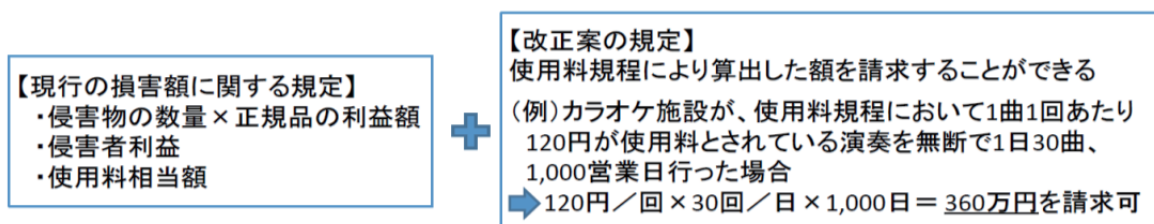
ウ 法案の内容(著作権法第114条第4項の新設)

法案は、現行著作権法の損害賠償に関する規定に加え、「侵害された著作権等が著作権等管理事業者³⁹により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる」旨を追加しようとするものである。

なお、この規定の追加は、現行規定がT P P協定の求める「法定の損害賠償」を担保しているのか否かについて、法制小委などで大きな議論となっていたことを踏まえ、T P P協定の求める趣旨をより適切に反映する観点から行われるものである。

改正後の著作権法の規定を用いた損害賠償額算出について、カラオケ施設の使用料の例により、具体的に示すと以下のとおりとなる。

図表3 改正後の著作権法の規定を用いた損害賠償額算出の例



(出所) T P P 政府対策本部資料より抜粋

エ 法制小委における検討の経緯

法制小委報告書では、T P P協定の大筋合意を受けた法制小委の議論において、委員

³⁹ 著作権管理事業は、著作物等の利用を円滑にすることなどを目的として、著作権者から著作権等の委託を受け、これらの人に代わって著作物等の利用の許諾を行う事業である。著作権等管理事業者は、文化庁長官に登録し(著作権等管理事業法第3条)、更に利用区分ごとの著作物等の使用料の額を「使用料規程」として文化庁長官に届け出る(同法第13条第1項)。

から、損害賠償額が現実の損害とかい離している場合、実質的には懲罰的な性格を帯びてくるため我が国の法体系上認められないなどの意見が示されたことを踏まえ、まず、「追加的な損害賠償」や「懲罰的損害賠償」ではなく、「法定の損害賠償」の制度を採用する方向で検討を行うことが適当である」としている。

次に、現行の著作権法の規定が、T P P協定に定める「法定の損害賠償」を担保しているか否かの検討を行い、結論として「特に第114条第3項については、権利者が侵害行為により実際に生じた損害額や損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり、かつ権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的とするものであるとして、我が国は同項によって「法定の損害賠償」を担保しているとする考え方も必ずしも排除されない」としている。その上で「今回の制度整備においては、T P P協定の求める趣旨をより適切に反映する観点から、著作権法第114条第3項などの現行規定に加えて、填補賠償原則等の枠内で、実際に生じる損害との関係について、合理的に説明が可能な額を法定する規定を別途設けることが適当である」と結論付けている。

次いで、具体的な制度設計について検討を行い、「侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができる」旨を結論付け、これが法文化されている⁴⁰。

また、今回の法改正の副次的効果として、①著作権などの権利の集約化が図られること、②著作権などの保護期間の延長に伴う権利者不明著作物などの増加に対応するための著作物などの利用の円滑化の一つとしても機能することが期待される旨を述べている。

オ 今後の課題

衆議院予算委員会において、T P P協定の第18・74条第8項が「法定の損害賠償は（中略）将来の侵害を抑止することを「目的」として定める」としていることが、反射的、副次的な「効果」とする最高裁判決⁴¹と矛盾する旨の指摘がなされており⁴²、今後の議論が注目されている。

（４）アクセスコントロールに関する制度整備

ア 現行制度の概要と法改正の背景

著作権法では、他人が無断で著作物等の「コピー」や「インターネット送信」等を行うことについて、著作者等にそうした行為を止める権利を付与している⁴³。一方、本を

⁴⁰ T P P協定の第18・66条第7項の規定を受け、商標の「法定の損害賠償」について、法案第3条は、「その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる」と規定している。

⁴¹ 前掲注35参照

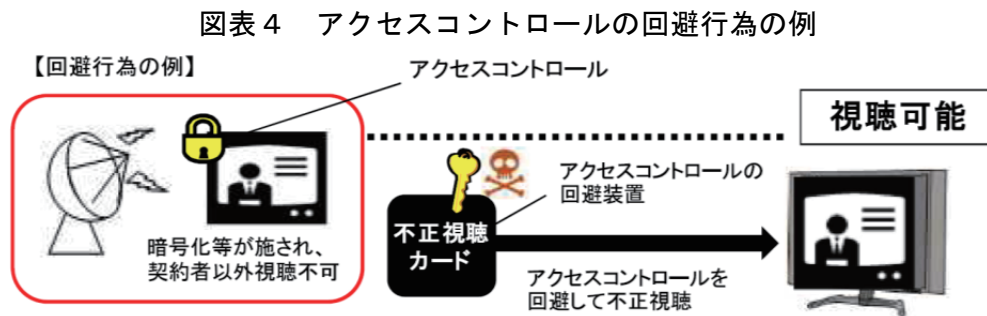
⁴² 第190回国会衆議院予算委員会議録第10号4～7頁（平28.2.9）、同第15号（平28.2.19）

⁴³ 著作者の有する著作権は、「複製権」、「公衆送信権」などの個別の権利（支分権）の束から成る。なお、俳優等の実演家やレコード製作者等の有する著作隣接権も同様である。

読む、音楽を聴く、テレビ番組を見るなど、著作物等を「視聴」することについては、そうした行為を止める権利は規定されておらず、自由に行うことができる。

現行制度では、著作者等が持つ権利の侵害行為を防止・抑止するための手段である「技術的保護手段」（いわゆる「コピーコントロール」）については、平成 11 年の著作権法改正により、①コピーコントロールを回避して複製を行うことは違法となり、②コピーコントロールを回避するための専用装置の譲渡等については刑事罰が科されている。

一方、視聴等を制限する手段であるいわゆる「アクセスコントロール」については、平成 24 年の著作権法改正により、一部が「技術的保護手段」の対象となったものの⁴⁴、基本的には、著作権法では規制の対象となっていない⁴⁵。そのため、アクセスコントロールの回避装置が多数流通し、著作者等に大きな影響を与えているとの指摘がある⁴⁶。例えば、テレビの有料放送は、視聴料金の支払いなど一定の条件を満たした利用者のみが、B-CASカードと呼ばれる専用カードにより、暗号（スクランブル）を解除し、番組を視聴できる仕組みとなっている。しかし、近年、偽造されたB-CASカード、いわゆる「ブラックCASカード」が流通し、それを用いると、契約者ではなくても無料で番組を見ることが可能となってしまう事態が生じていた（図表 4 参照）⁴⁷。



（出所）TPP 政府対策本部資料より抜粋

イ 法案の内容（著作権法第 113 条第 3 項の新設、第 120 条の 2 の改正等）

TPP 協定は、ブラックCASカードの例のように、アクセスコントロールを権限なく回避する行為や回避装置等の製造や輸入等について、民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とすることを、締約国に求めている（第 18・68 条）。法案は、アクセスコントロール⁴⁸を権限なく回避する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに（改

⁴⁴ 平成 24 年の著作権法改正により、「技術」面ではアクセスコントロールと評価されるものであっても、コピーコントロール「機能」を持つものについては、「技術的保護手段」として、規制が行われることとなった。

⁴⁵ 不正競争防止法では、コンテンツ提供事業の公正な競争を確保する観点から、平成 11 年の改正時から、コピーコントロールだけでなくアクセスコントロールも規制の対象となっており、回避専用装置の譲渡等について、事業者には差止請求権と損害賠償請求権を認めている。また、23 年の改正により、刑事罰も導入された。

⁴⁶ 法制小委報告書 21 頁

⁴⁷ このほかの例としては、「マジコン」（「マジックコンピュータ」の略と言われる。）を挙げることができる。違法に複製されたゲームソフトであっても、マジコンを用いることにより、家庭用ゲーム機で遊ぶことが可能となってしまう。しかし、現在用いられているゲーム機やゲームソフト用の保護技術は、アクセスコントロールに該当するため、マジコンを著作権法で取り締まることは困難である。

⁴⁸ 条文上は「技術的利用制限手段」と定義されている（改正後の著作権法第 2 条第 1 項第 21 号）。

正後の著作権法第 113 条第 3 項)⁴⁹、当該回避行為を行う装置の販売等を刑事罰の対象としようとするものである(同第 120 条の 2 第 1 号)。その際、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」は除かれている。

ウ 今後の課題

アクセスコントロール回避規制については、事業者団体からは、製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な例外規定を整備することが、強く要望されていた⁵⁰。また、ユーザー側からも、「アクセスコントロール回避規制は、国民の情報へのアクセスや表現の自由の毀損につながるおそれ」があること等から、引用や批評、二次創作を目的とした回避行為などの「権利者に不当な不利益を及ぼさない回避行為」については「それが当然に可能となるような例外規定を広く設けることが必要」であると要望していた⁵¹。

法案では、こうした要望等を受け、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他の著作権者等の利益を不当に害しない場合」と非常に幅広いようにも見える例外規定が設けられたが、抽象的であるが故に、どのような場合が具体的に例外規定に当たるのか分かりにくい面も残る。法制小委報告書においても、制度趣旨を十分周知することの必要性などが盛り込まれているが⁵²、政府による丁寧かつ分かりやすい説明が求められよう。

(5) 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

ア 現行制度の概要と法改正の背景

音楽配信サービスの世界的な拡大に伴い、CD等の有体物を販売せず、インターネット配信に限定して販売される楽曲(配信音源)が出現している。現行の著作権法では、放送事業者等が、CDや録音テープ等の「商業用レコード」⁵³を用いて放送や有線放送を行った場合には、実演家やレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない旨が定められているが(第95条第1項及び第97条第1項)、配信音源に関する規定はない。そのため、権利者団体から、配信音源の二次使用に係るルールづくりが求められ始めていた。

イ 法案の内容(著作権法第95条第1項の改正)

T P P 協定においては、実演又はレコードの放送等について、実演家とレコード製作者に原則として排他的権利を付与することを締約国に義務付けているが、排他的権利ではなく、使用料請求権を付与することでも、この義務を履行することが可能としている

⁴⁹ みなし侵害とは、直接的には著作権の侵害に該当しないが、実質的には著作権侵害と同等である行為を、法律によって「侵害とみなす」ことであり、著作権法第 113 条に規定されている。

⁵⁰ 例えば、電子情報技術産業協会による要望書(法制小委(第6回)配付資料(平27.11.4))

⁵¹ インターネットユーザー協会による要望書(法制小委(第9回)配付資料(平28.2.24))

⁵² 法制小委報告書 24 頁

⁵³ 市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう。

(第18・62条第3項(a))。我が国では、アで述べたとおり、実演家とレコード製作者に、商業用レコードについてのみ二次使用料請求権を付与しているが、法案は、これに加えて配信音源(条文上は「送信可能化されたレコード」(改正後の著作権法第95条第1項))についても、二次使用料請求権を付与しようとするものである。

なお、この項目について、法制小委においては、特段の反対意見は出されていない。

(6) 施行期日

施行期日は、TPP協定が日本国について効力を生ずる日とされている。

法案提出前の段階では、施行期日については、TPP協定の発効日とするか否かが、大きな論点となっていた⁵⁴。こうしたことから、法制小委報告書においても、保護期間の延長等の改正事項が「国際的な制度標準となることも考慮すべきであること」のほか、「利用者団体より、制度整備がTPP協定の発効に先立ち施行されることに強い懸念が表明されていること」等を踏まえ、「TPP協定の発効と合わせて実施することが適当」とされた⁵⁵。

5. おわりに

今回、政府が作成した法案の説明資料⁵⁶には、「コミケ」という言葉が、何の注釈もなく使われている。著作権等侵害罪の一部非親告罪化をめぐる議論の中で、コミケという言葉が国会や政府の審議会でごく普通に使われるようになり、また、漫画やアニメ、二次創作の意義が、政治・行政の関係者に広く共有されることになった。1枚の資料に象徴される今日の状況は、関係者にとって誠に感慨深いものがあるのではないだろうか。

他方、社会のデジタル化などに対応して頻繁に改正が重ねられ、いわばたこ足配線となっている著作権法を再構築する必要性が指摘されるなど⁵⁷、国際化とデジタル化の中で、我が国の著作権制度は大きな岐路に立っている。特に、デジタル化の進展の中で、著作権などの権利保護と社会全体の共有財産としての利用の円滑化のバランスを今後どのようにしていくのか(例えば、日本版フェアユース規定⁵⁸の導入の是非)は差し迫った問題であり、この他にも、アーカイブの整備、知的財産に関する教育の充実など重要な課題は多い。

法案審査に当たっては、我が国の著作権制度や文化がいかにあるべきかといった、広く、長期的な視点をも踏まえつつ、法案や関連する諸課題について議論されることが期待されており、本稿がその一助となれば幸いである。

(かわひと あきら、すずき ゆき)

⁵⁴ 例えば、thinkTPPIPは、法制小委(第6回)配付資料(平27.11.4)の中で「TPP知財条項には我が国の情報政策・文化経済に将来にわたって影響を与える条項が少なからず含まれており、慎重な国内法対応が望まれる。前のめりな国内法先行は論外であり、TPP発効以降に最新の国内情勢を踏まえた柔軟な立法が必要」と述べている。

⁵⁵ 法制小委報告書39頁

⁵⁶ 前掲注9参照

⁵⁷ 中山信弘『著作権法(第二版)』(有斐閣、平成26年)9頁

⁵⁸ 著作者などの利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限(権利者の了解を得ずに著作物等を無断で利用できる規定)の一般規定のことをいう。